

窓口支援事例 【滋賀県 知財総合支援窓口】

企業情報

炭火焼豚丼信玄			
所在地	滋賀県大津市		
ホームページ URL	https://www.butadon-shingen.com/		
設立年	2008年	業種	宿泊・飲食業
従業員数	5人	資本金	1,000万円

企業概要

炭火焼豚丼信玄は、豚丼の専門店として2008年に開業しました。2015年の第2回全国丼グランプリでは豚丼部門の金賞を受賞しました。また、通信販売も行っており、丼部門でランキング1位をいただいています。オープン以来、たくさんのお客様にご愛顧いただき感謝しております。2016年秋には2号店をオープンいたしました。今後は全国の方々に信玄の豚丼を味わって頂きたいと思っております。



自社の強み

炭火焼豚丼信玄には3つのこだわりがあります。①もち豚ロース肉、近江米、厳選醤油…、素材の持ち味にこだわった深みのある上品な味わいです。②日本最古と伝えられる直火焼き（炭火）にこだわり、短時間でムラなく焼き上げ、肉汁を閉じ込めるのでジューシーに焼きあがります。③試行錯誤を重ねて作り上げたこだわりのタレは13種類の調味料、野菜等をブレンドしています。



一押し商品

炭火焼豚丼：もち豚肉を直火で焼き上げています。ご飯は滋賀県産きぬひかりを使用。こだわりのタレは13種類の調味料、野菜等をブレンドした「醤油ダレ」、黒胡椒がきいた「塩ダレ」、醤油ダレをベースにした「生姜ダレ」の3種類。豚丼の具の真空パックはインターネット販売も行っております。



知財総合支援窓口活用のポイント

窓口活用のきっかけ

同社は、オーナーが尊敬する戦国武将「信玄」の名を配した屋号のロゴマークを、営業開始当初から大切に使用してこられました。2号店の開設を計画する中で、「お店で使っている屋号のロゴマークを出願して権利化したい」と知人を介して、知財総合支援窓口にご相談がありました。

最初の相談概要

最初に権利化したい商標を確認し、登録商標の調査方法を説明しました。その後、臨時相談窓口において、弁理士による支援を受け、調査結果と登録可能性へのコメント、事業内容から指定商品/役務の区分が2つになる点をアドバイスしました。相談者は、区分数などを検討後、自身で出願することでした。

その後の相談概要

出願後、先登録商標を引例とする拒絶理由通知を受理したことから、弁理士による意見書への助言、「引用商標との類否の考察」と「本願商標の由来（オーナーの屋号への熱い思い）」を記載した意見書作成の支援、及び、審査状況伺い書の作成支援を実施し、無事に商標登録（商標登録第5852844号）をすることが出来ました。

窓口を活用して変わったところ

同社は、知財総合支援窓口を利用することにより、当初から使用してきた屋号の商標権を取得することができました。商標登録にかかる手続きを通して、事業における商標権の重要性に気付かれ、ブランド確立/商標への信用蓄積に邁進されています。

これから窓口を活用する企業へのメッセージ

人を大事にする武田信玄に魅了され、自分もそういう人間でありたいという思いを胸に脱サラ後、事業を展開してきました。この度も、先に商標登録されていたにも関わらず、諦めずに粘り強く取り組むことにより、念願の屋号の商標権を取得することができました。知的財産に関するお悩みがあれば、一緒になって課題解決に取り組んで頂けます。知財総合支援窓口にご相談することをお勧めします。

窓口担当者から一言（氏名：木村 誠治）



大切にしてきた屋号の商標登録ができたことにより、今後の新店舗開設への取組も一段と力が入る事と思います。3号店もオープンされ、益々地域に親しまれるお店として、「炭火焼豚丼信玄」の名が全国に広がっていくことを期待しています。

窓口支援事例 【滋賀県 知財総合支援窓口】

企業情報

炭火焼豚丼信玄			
所在地	滋賀県大津市		
ホームページ URL	https://www.butadon-shingen.com/		
設立年	2008年	業種	宿泊・飲食業
従業員数	5人	資本金	1,000万円

企業概要

炭火焼豚丼信玄は、豚丼の専門店として2008年に開業しました。2015年の第2回全国丼グランプリでは豚丼部門の金賞を受賞しました。また、通信販売も行っており、丼部門でランキング1位をいただいています。オープン以来、たくさんのお客様にご愛顧いただき感謝しております。2016年秋には2号店をオープンいたしました。今後は全国の方々に信玄の豚丼を味わって頂きたいと思っております。



自社の強み

炭火焼豚丼信玄には3つのこだわりがあります。①もち豚ロース肉、近江米、厳選醤油…、素材の持ち味にこだわった深みのある上品な味わいです。②日本最古と伝えられる直火焼き（炭火）にこだわり、短時間でムラなく焼き上げ、肉汁を閉じ込めるのでジューシーに焼きあがります。③試行錯誤を重ねて作り上げたこだわりのタレは13種類の調味料、野菜等をブレンドしています。



一押し商品

炭火焼豚丼：もち豚肉を直火で焼き上げています。ご飯は滋賀県産きぬひかりを使用。こだわりのタレは13種類の調味料、野菜等をブレンドした「醤油ダレ」、黒胡椒がきいた「塩ダレ」、醤油ダレをベースにした「生姜ダレ」の3種類。豚丼の具の真空パックはインターネット販売も行っております。



知財総合支援窓口活用のポイント

窓口活用のきっかけ

同社は、オーナーが尊敬する戦国武将「信玄」の名を配した屋号のロゴマークを、営業開始当初から大切に使用してこられました。2号店の開設を計画する中で、「お店で使っている屋号のロゴマークを出願して権利化したい」と知人を介して、知財総合支援窓口にご相談がありました。

最初の相談概要

最初に権利化したい商標を確認し、登録商標の調査方法を説明しました。その後、臨時相談窓口において、弁理士による支援を受け、調査結果と登録可能性へのコメント、事業内容から指定商品/役務の区分が2つになる点をアドバイスしました。相談者は、区分数などを検討後、自身で出願することでした。

その後の相談概要

出願後、先登録商標を引例とする拒絶理由通知を受理したことから、弁理士による意見書への助言、「引用商標との類否の考察」と「本願商標の由来（オーナーの屋号への熱い思い）」を記載した意見書作成の支援、及び、審査状況伺い書の作成支援を実施し、無事に商標登録（商標登録第5852844号）をすることが出来ました。

窓口を活用して変わったところ

同社は、知財総合支援窓口を利用することにより、当初から使用してきた屋号の商標権を取得することができました。商標登録にかかる手続きを通して、事業における商標権の重要性に気付かれ、ブランド確立/商標への信用蓄積に邁進されています。

これから窓口を活用する企業へのメッセージ

人を大事にする武田信玄に魅了され、自分もそういう人間でありたいという思いを胸に脱サラ後、事業を展開してきました。この度も、先に商標登録されていたにも関わらず、諦めずに粘り強く取り組むことにより、念願の屋号の商標権を取得することができました。知的財産に関するお悩みがあれば、一緒になって課題解決に取り組んで頂けます。知財総合支援窓口にご相談することをお勧めします。

窓口担当者から一言（氏名：木村 誠治）



大切にしてきた屋号の商標登録ができたことにより、今後の新店舗開設への取組も一段と力が入る事と思います。地域に親しまれるお店として、「炭火焼豚丼信玄」の名が全国に広がっていくことを期待しています。

窓口支援事例 【滋賀県 知財総合支援窓口】

企業情報

炭火烧豚丼信玄			
所在地	滋賀県大津市		
ホームページ URL	http://www.butadon-shingen.com/index.html		
設立年	2008年	業種	宿泊・飲食業
従業員数	5人	資本金	1,000万円

企業概要

炭火烧豚丼信玄は、豚丼の専門店として2008年に開業しました。2015年の第2回全国丼グランプリでは豚丼部門の金賞を受賞しました。また、通信販売も行っており、丼部門でランキング1位をいただいています。オープン以来、たくさんのお客様にご愛顧いただき感謝しております。2016年秋には2号店をオープンいたします。今後は全国の方々に信玄の豚丼を味わって頂きたいと思っております。



自社の強み

炭火烧豚丼信玄には3つのこだわりがあります。①もち豚ロース肉、近江米、厳選醤油…、素材の持ち味にこだわった深みのある上品な味わいです。②日本最古と伝えられる直火焼き（炭火）にこだわり、短時間でムラなく焼き上げ、肉汁を閉じ込めるのでジューシーに焼きあがります。③試行錯誤を重ねて作り上げたこだわりのタレは13種類の調味料、野菜等をブレンドしています。



一押し商品

炭火烧 豚丼：もち豚肉を直火で焼き上げています。ご飯は滋賀県産きぬひかりを使用。こだわりのタレは13種類の調味料、野菜等をブレンドした「醤油ダレ」、黒胡椒がきいた「塩ダレ」、醤油ダレをベースにした「生姜ダレ」の3種類。豚丼の具の真空パックはインターネット販売も行っております。



知財総合支援窓口活用のポイント

窓口活用のきっかけ

同社は、オーナーが尊敬する戦国武将「信玄」の名を配した屋号のロゴマークを、営業開始当初から大切に使用してこられました。2号店の開設を計画する中で、「お店で使っている屋号のロゴマークを出願して権利化したい」と知人を介して、知財総合支援窓口にご相談がありました。

最初の相談概要

最初に権利化したい商標を確認し、登録商標の調査方法を説明しました。その後、臨時相談窓口において、弁理士による支援を受け、調査結果と登録可能性へのコメント、事業内容から指定商品/役務の区分が2つになる点をアドバイスしました。相談者は、区分数などを検討後、自身で出願することでした。

その後の相談概要

出願後、先登録商標を引例とする拒絶理由通知を受理したことから、弁理士による意見書への助言、「引用商標との類否の考察」と「本願商標の由来（オーナーの屋号への熱い思い）」を記載した意見書作成の支援、及び、審査状況伺い書の作成支援を実施し、無事に商標登録（商標登録第5852844号）をすることが出来ました。

窓口を活用して変わったところ

同社は、知財総合支援窓口を利用することにより、当初から使用してきた屋号の商標権を取得することができました。商標登録にかかる手続きを通して、事業における商標権の重要性に気付かれ、ブランド確立/商標への信用蓄積に邁進されています。

これから窓口を活用する企業へのメッセージ

人を大事にする武田信玄に魅了され、自分もそういう人間でありたいという思いを胸に脱サラ後、事業を展開してきました。この度も、先に商標登録されていたにも関わらず、諦めずに粘り強く取り組むことにより、念願の屋号の商標権を取得することができました。知的財産に関するお悩みがあれば、一緒になって課題解決に取り組んで頂けます。知財総合支援窓口にご相談することをお勧めします。

窓口担当者から一言（氏名：木村 誠治）



大切にしてきた屋号の商標登録ができたことにより、今後の新店舗開設への取組も一段と力が入る事と思います。地域に親しまれるお店として、「炭火烧豚丼信玄」の名が全国に広がっていくことを期待しています。